

# 空調夏期契約

## (選択約款)

東海ガス株式会社

平成29年4月1日実施

## <目次>

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 契約の期間	2
7. 使用量の算定	2
8. 料金	2
9. 料金の支払方法	3
10. 名義の変更	3
11. 契約の変更または解約	3
12. その他	3
付 則	4
別表第1. 早収料金の算定方法	4
別表第2. 料金表①（空調夏期1種 その他期）	4
別表第3. 料金表②（空調夏期2種 その他期）	5
別表第4. 料金表③（空調夏期3種 その他期）	5
別表第5. 料金表④（空調夏期1種、2種及び3種 冬期）	5

## 1. 対象となるお客さま

この選択約款は、4の適用条件を満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

## 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量 (m<sup>3</sup>/h)」とは、空調用熱源機の全定格入力 (キロワット) を標準熱量 (メガジュール) で除し、3.6 を乗じた値 (小数点以下切り捨て) といたします。ただし、1立方メートル未満の場合は、1立方メートルといたします。
- (3) 「冬期」とは12月から3月までをいい、「その他期」とは4月分から11月分までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に、地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

## 4. 適用条件

この選択約款は、空調用熱源機のエネルギー源としてのガスの使用量を算定する専用のガスメーター (以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。) を設置することができる需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、契約可能使用量及び契約種別 (空調夏期契約1種、空調夏期契約2種、空調夏期契約3種) を選択し、当社に申し込んでいただきます。

- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません(5(4)において同じ)。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前にこの選択約款の他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく他の契約の料金をガス小売供給約款に規定する支払い期限日を過ぎても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 契約の期間

契約期間は次の期間といたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌日を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の属する月の翌日を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌日を起算月として12か月目の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みによりその使用量を算定いたします。

## 8. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したものを(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 適用料金表は以下のとおりといたします。

① 空調夏期契約1種

料金算定期間の末日(検針日)がその他期に属する場合には、別表第2の料金表①を適用し、料金算定期間の末日(検針日)が冬期に属する場合には、別表第5の料金表④を適用します。

② 空調夏期契約2種

料金算定期間の末日(検針日)がその他期に属する場合には、別表第3の料金表②を適用し、料金算定期間の末日(検針日)が冬期に属する場合には、別表第5の料金表④を適用します。

③ 空調夏期契約3種

料金算定期間の末日(検針日)がその他期に属する場合には、別表第4の料金表③を適用し、料金算定期間の末日(検針日)が冬期に属する場合には、別表第5の料金表④を適用します。

## 9. 料金の支払方法

料金は、口座振替または払い込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、ガス小売供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払い込みの方法によります。

## 10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 11. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 12. その他

(1) この選択約款において定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものといたします。

(2) この選択約款に定める事項について、当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものといたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成 29 年 3 月 31 日まで空調夏期契約約款（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成 29 年 4 月 1 日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、平成 29 年 4 月 1 日が含まれる料金算定期間の早収料金は、旧選択約款により算定いたします。

### 別表 1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) その他期の基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金またはガス小売供給約款第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 別表 1 (1) から別表 1 (3) の定めを算式に表すと以下の通りです。

<その他期>

$$\text{早収料金} = \text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \\ \times \text{契約使用可能量} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

<冬期>

$$\text{早収料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は以下の通りです（小数点以下の端数は切り捨て。）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

### 別表第 2. 料金表①（空調夏期 1 種      その他期）

- (1) 定額基本料金

1 か月につき	43,200.00 円
---------	-------------

- (2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき	1,166.40 円
-------------	------------

- (3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	127.45 円
-------------	----------

- (4) 調整単位料金

別表第 2. 料金表① (3) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第 19 条の規定により算

定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

**別表第3. 料金表②（空調夏期2種 その他期）**

(1) 定額基本料金

1 か月につき	12,960.00 円
---------	-------------

(2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき	1,166.40 円
-------------	------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	133.49 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

別表第3. 料金表②(3)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

**別表第4. 料金表③（空調夏期3種 その他期）**

(1) 定額基本料金

1 か月につき	2,160.00 円
---------	------------

(2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき	1,166.40 円
-------------	------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	144.29 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

別表第4. 料金表③(3)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

**別表第5. 料金表④（空調夏期1種、2種及び3種 冬期）**

(1) 適用区分

料金表A：使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が22立方メートルをこえ、232立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：使用量が232立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表A

a. 基本料金

1 か月及び ガスメーター 1 個につき	848.88 円
-------------------------	----------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	227.91 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

別表第 5. 料金表④(2) b の基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表B

a. 基本料金

1 か月及び ガスメーター 1 個につき	1,144.80 円
-------------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	214.46 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

別表第 5. 料金表④(3) b の基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表C

a. 基本料金

1 か月及び ガスメーター 1 個につき	4,840.56 円
-------------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	198.53 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

別表第 5. 料金表④(4) b の基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。